

# 教育奨学資金借用申込書

一般社団法人鹿児島県教職員共助会の「貸付事業に関する細則」を承知の上、下記のとおり申し込みます。

申込日 20 年 月 日 一般社団法人 鹿児島県教職員共助会理事長 様

金額	百万	拾万	万	千	百	拾	円	借 用 理 由  ※目的金額を記入	百万	千	円
				0	0	0	0				

申込人 (※自筆のこと)	所属所名					所属所コード		
	職 名			給料月額	円	会員コード		
	フリガナ							印
	氏 名							
現住所								

生徒・学生 について	氏 名	第 ( ) 子 続柄 ( )	
	学校名	在 学 中	入 学 予 定

**申込書の本人確認**  
借受人は、申込書の本人であることを証明します。

20 年 月 日

所 属 所 名  
資金前渡職員 (共助会係) 印

添付書類	在学証明書 (3か月以内に発行のもの) または合格通知書 (在学していない場合) の写し 会員と生徒・学生との関係がわかる書類 (健康保険証の写しまたは住民票および戸籍謄本等) ※教育奨学資金貸付金の使用目的を証する明細を求める場合があります。
償還方法	下記の①または②のうちいずれかを選び○で囲んでください。 ※特に指定のない場合は月々払いのみの標準償還回数になります。
① 月々払いのみ	標準回数 (償還表のとおり) 回数指定 回 (最長償還回数より少なく)
② 月々・ボーナス併用払い	
※回数指定をご希望の方は、償還表の最長回数の範囲内で変更できます。(ただし返済計画書の必要な方はできません。) ※月々・ボーナス併用払いは、11月の借り替えの貸し付けはできません。新規貸し付けに限り可能です。	
受取方法	送金受領のみのお取り扱いとなります。 次の送金口座をご記入ください。
送金口座	① 郵便局総合口座 記 号 [ ] 番 号 [ ] 口座名義カナ [ ] 口 座 名 義 [ ] ② その他の金融機関 [ ] 金庫・銀行・農協 [ ] 支店・出張所・支所 預金種別 [ 普 通 ・ 貯 蓄 ] 口座番号 [ ] 口座名義カナ [ ] 口 座 名 義 [ ] ※送金料は会員負担です。(九州労働金庫は不要です。) ※送金先が登録口座以外の場合は、本人確認の連絡をする場合があります。

## ※ 共 助 会 記 入

申 込 金 額	百万	0	0	0	0	円	確 認 事 項		
教育資金相殺額	△					円	窓 口 受 領	免 保	其 他 ( )
印 紙 代	△			0	0	円	返 済 計 画 書	不 必 要	必 要
其 他 ( )	△					円	送 金 口 座	登 録 履 歴	本 人 確 認
送 金 手 数 料	△					円	入 会 年 月 日 ・ 年 齢	年 月 日	才
差 引 出 金 額						円	備 考		

受 付 日		理 事 長	専 務	常 務	部 長	係
貸 付 日						

※ この書類の記載内容については、送金目的以外に一切外部に出すことはありません。ただし、特に必要が生じた場合、借受人と協議します。

※ スタンプ式印鑑は不可。

※ 訂正は、必ず書類に使用した印で処理してください。なお、借用申込金額の訂正はできません。

※ 必ず借用証書 (P33) と一緒に提出していただき、借用証書の印は、借用申込書の印と同一のものをご使用ください。

生活・特別・特別Ⅱ  
住宅・教育奨学・引越等

# 資金借用証書

(資金の種類を○で囲んでください)

収入印紙

10万円まで 200円  
50万円まで 400円  
100万円まで1,000円  
110万円以上2,000円  
※貼らずに添付してください。

借 用 金 額	百万	拾万	壹万	千	百	拾	円
				0	0	0	0

一般社団法人鹿児島県教職員共助会の「貸付事業に関する細則」の定めを承知のうえ、次の各条項を確約し、上記金額を確かに借用しました。

一般社団法人 鹿児島県教職員共助会理事長 様

- 1 償還期限は所定の償還回数最終月の末日とし、同日までに期日を厳守し、元利金を遅滞なく償還します。
- 2 万一遅滞あるときは、償還期限前でも分割による償還の権利を失い、その残額を一括請求されても異存はありません。
- 3 退職の場合は直ちに退職金等で残額を一括償還します。
- 4 債権の実行、保全に要する経費および本契約不履行により生ずる損害は、借受人で負担します。
- 5 借り替え借用は、借用金額より既貸付分を相殺することに同意します。

借 受 人 <small>(※ 自 筆 の こ と)</small>	所属所名		印
	氏 名		
	現住所		

### 貸付を受ける際の留意点

- 1 償還月額は元利均等償還方式で計算し、端数は最終回に精算します。償還は貸付の翌月からとし、償還金の納入期日は毎月その月末までとなります。ただし、ボーナスからの償還分については支給月の月末までとなります。
- 2 償還の途中であっても残額の一部償還または全額を一括償還することができます。ただし、月々・ボーナス併用払いについては、一部償還はできません。
- 3 貸付利率は業務細則によります。
- 4 この書類の記載内容については、一切外部に出すことはありません。ただし、特に必要が生じた場合借受人と協議します。

### 記入上の注意点

- 1 借用金額の訂正は無効です。
- 2 借用金額は50万円までは5万円単位、50万円以上は10万円単位で記入してください。
- 3 訂正は、必ず書類に使用した印で処理してください。

受 付 日		理事長	専 務	常 務	部 長	係
貸 付 日						

## 教育奨学資金のお申込みについて

教育奨学資金貸付は、下記の「業務細則」をもとに事業を行っています。

### 業務細則 三、貸付事業に関する細則 第2条 2項

(4) 教育奨学資金貸付は、会員の子及び被扶養者を高等学校、各種専門学校（予備校を含む）及び大学（短期大学を含む）に在学及び進学させるために要する費用として貸付を行うもので、その限度額を一人につき200万円とし、二人以上の場合はその限度額を400万円とする。

つまり、子一人が借りられる限度額は200万円なおかつ、会員一人が借りられる限度額は400万円ということになります。

融資についての可否の事例は次の通りです。お申込み前にご確認ください。

#### ○ 事例1 子が二人の場合

子Aに対し借入額200万円の借用があり、子Bに対し借入額200万円を新たにに申し込みたい。

借入金額合計額は400万円になります。子一人が借りられる限度額は200万円なおかつ、会員一人が借りられる限度額は400万円なので借入は可能です。

#### × 事例2 子が二人おり夫婦両方が会員の場合

夫である会員Aは子Aと子Bに対し、それぞれ借入額200万円の借用がある。妻である会員Bがさらに、子Aと子Bに対し、それぞれ借入額200万円を新たにに申し込みたい。

借入金額合計額は夫婦合わせて800万円になります。夫婦両方が会員であっても、子一人が借りられる限度額200万円を超えているため、限度額以上は借りられません。この場合、夫婦合計借入額は400万円となります。

#### ○ 事例3 子が三人の場合

子Aに対し借入額200万円の借用があり、さらに子Bと子Cに対し、それぞれ借入額100万円を新たにに申し込みたい。

借入金額合計額は400万円になります。子一人が借りられる限度額200万円なおかつ、会員一人が借りられる限度額400万円以内であれば、配分は自由です。

#### ○ 事例4 子が四人おり夫婦両方が会員の場合

夫である会員Aは子Aと子Bに対し、それぞれ借入額200万円の借用がある。妻である会員Bが子Cと子Dに対し、それぞれ借入額200万円を新たにに申し込みたい。

借入金額合計額は夫婦合わせて800万円になります。子一人が借りられる限度額は200万円なおかつ、会員一人が借りられる限度額は400万円なので借入は可能です。

### よくある質問

Q1 子Aに対し、当初200万円の借入があり、現在の借入元金残高は100万円です。さらに子Bに対しても、当初200万円の借入があり、現在の借入元金残高は150万円です。子Cに対して、いくら借りることができますか？

A1 150万円です。現在の借入元金合計が（子A100万円+子B150万円）250万円であるため、限度額400万円から250万円を引くと150万円となります。

Q2 子が大学に合格しました。4年分の授業料等を1回の申し込みで借りることはできますか？

A2 4年分まとめた借り入れはできません。授業料等1年分を基準として審査しています。なお、共助会の貸付は、借り替えができますので1年分の必要な資金でお申込みください。

※ 条件を満たしていても、審査によりご希望に添えない場合があります。